資　料

１．西東京市住宅マスタープラン策定委員会設置要綱
２．西東京市住宅マスタープラン策定委員会名簿
３．西東京市住宅マスタープラン策定委員会の検討の経緯
４．市民意見提出手続き制度の市民意見への検討結果
５．施策・事業等事例集
６．市民住意識調査票
７．用語解説

１．西東京市住宅マスタープラン策定委員会設置要綱

第１　設置

西東京市における住宅政策を総合的かつ体系的に推進するための基本となる西東京市住宅マスタープランを策定するに当たり、必要な事項の調査及び検討をするため、西東京市住宅マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第２　所掌事項

委員会は、西東京市住宅マスタープランの策定に必要な事項について調査及び検討を行い、その結果を西東京市長（以下「市長」という。）に報告する。

第３　組織

委員会は、次に掲げる委員 10 人以内をもって構成する。

(1) 公募による市民　２人以内

(2) 学識経験者　２人以内

(3) 関係行政機関の職員　１人

(4) 西東京市の職員　５人以内

第４　任期

委員の任期は、第２の所掌事項が終了するときまでとする。

第５　座長及び副座長

委員会に座長及び副座長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

２　座長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

第６　会議

委員会は、座長が招集する。

２　委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

３　座長は、必要があると認めたときは、委員会に関係者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

４　委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

第７　公開

委員会は、原則として公開で行うものとする。ただし、委員会の出席委員の過半数をもって決したときは、非公開とすることができる。

第８　謝金

第３第１号及び第２号に規定する委員が会議に出席したときは、予算の範囲内で謝金を支払う。

第９　庶務

委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

第 10　その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 24 年８月１日から施行する。

資料

2．西東京市住宅マスタープラン策定委員会名簿

委員の区分	氏名	委員肩書
学識経験者	中島　明子	和洋女子大学大学院生活科学系　教授
学識経験者	大原　一興	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院　教授
公募市民	池田　浩和	
関係行政機関	小久保　信一 (渡辺　正信)	東京都都市整備局住宅政策推進部企画担当課長
西東京市職員	松本　貞雄 (湊　宏志)	都市計画課長
西東京市職員	森本　潔	企画政策課長
西東京市職員	田喜知　和仁	危機管理特命主幹
西東京市職員	中尾根　敬一	子育て支援課長
西東京市職員	清水　計明	高齢者支援課長

※）氏名の（　）は平成 24 年度の委員名

3．西東京市住宅マスタープラン策定委員会の検討の経緯

開催日	検討内容
平成 24 年 11 月 15 日	第１回策定委員会 ・計画の概要とスケジュール ・本市の住宅事情等の現状把握と分析 ・現行住宅マスタープランの検証
平成 25 年２月６日	第２回策定委員会 ・第１回策定委員会で出された検討事項と対応 ・実態把握調査(住意識アンケート、事業者ヒアリング)の結果 ・住宅問題の整理 ・住宅目標及び施策の方向性
平成 25 年７月 29 日	第３回策定委員会 ・検討スケジュール ・住宅施策・事業について ・その他
平成 25 年 10 月 10 日	第４回策定委員会 ・第３回策定委員会で出された検討事項と対応 ・住宅施策・事業について ・重点施策について ・その他
平成 25 年 11 月 20 日	第５回策定委員会 ・第４回策定委員会で出された検討事項と対応 ・計画の推進に向けて ・素案について ・その他
平成 26 年２月 12 日	第６回策定委員会 ・パブリックコメントの結果と対応 ・西東京市住宅マスタープラン 2014～2023 ・その他

４．市民意見提出手続き制度の市民意見への検討結果

市民の皆さんからお寄せいただいた意見を適宜要約し、それに対する市の考え方をまとめたものです。

●実施期間：平成 25 年 12 月６日～平成 26 年１月６日
●提出意見：１件（１名）

項目	お寄せいただいた意見概要と市の検討結果
1	［お寄せいただいた意見概要］ 今回のマスタープランの中では、住宅の耐震化と低炭素化が重要である。国の制度として長期優良住宅認定制度と低炭素住宅認定制度があるが、低炭素住宅認定制度は税制面での優遇が少ないため、市独自の誘導策を盛り込むように要望したい。また、この２制度を同時に推進する誘導策も必要である。住宅の耐震化と低炭素化を通じて市の住環境がより良くなることを願う。（件数：１件） ［市の検討結果］ 本マスタープランでは、住宅政策の目標４「みどりある良好な地域環境づくり」に基づく施策のひとつとして、長期優良住宅認定制度を普及促進することと、低炭素建築物認定制度やそれに伴う税制優遇制度等の情報提供を的確に行うことを位置付けています。今後、これらの取り組みを進める中で、より実効性の高い制度となるよう第４章「２．国・東京都への提案・要望」にあるように国・東京都に要望してまいります。

5．施策・事業等事例集

下記に掲載する内容は、平成 25 年度時点の情報であり、今後変更等が行われる場合があります。

目標1　だれもが安心して地域で住み続けられる住まいとまちづくり

名称	東京シニア円滑入居賃貸住宅情報登録・閲覧制度
具体的な施策・事業	高齢者向け住宅の普及促進
主体	東京都（公益財団法人　東京都防災・建築まちづくりセンター）
内容	高齢者の多様なニーズに対応するため、東京都で定める一定の基準を満たす高齢者の入居を拒まない賃貸住宅について、東京都が独自に実施する情報登録閲覧制度により、高齢者等に広く情報提供を行うものです。情報提供している住宅は、以下の通り。 〇東京シニア円滑入居賃貸住宅 高齢者世帯の入居を円滑に受け入れる賃貸住宅 〇東京シニア専用賃貸住宅 専ら高齢者世帯またはその配偶者を賃借人とする賃貸住宅 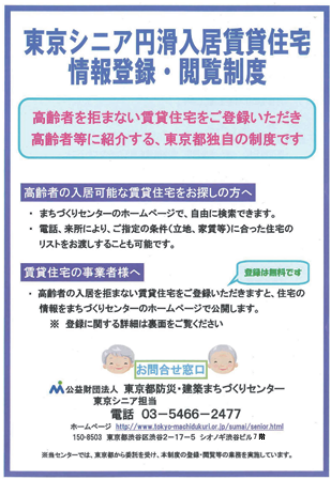 東京シニア円滑入居賃貸住宅 情報登録・閲覧制度 高齢者を拒まない賃貸住宅をご登録いただき 高齢者等に紹介する、東京都独自の制度です 高齢者の入居可能な賃貸住宅をお探しの方へ ・まちづくりセンターのホームページで、自由に検索できます。 ・電話、来所により、ご指定の条件（立地、家賃等）に合った住宅のリストをお渡しすることも可能です。 賃貸住宅の事業者様へ 登録は無料です ・高齢者の入居を拒まない賃貸住宅をご登録いただきますと、住宅の情報をまちづくりセンターのホームページで公開します。 ※ 登録に関する詳細は裏面をご覧ください お問合せ窓口 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 東京シニア担当 電話 03−5466−2477 ホームページ http://www.tokyo-machidukuri.or.jp/tomei/senior.html 150-8503 東京都渋谷区渋谷2−17−5 シオノギ渋谷ビル7階 当当センターでは、東京都から委託を受け、本制度の登録・閲覧等の業務を実施しています。 資料：公益財団法人　東京都防災・建築まちづくりセンター　パンフレット

名称	サービス付き高齢者向け住宅
具体的な施策・事業	高齢者向け住宅の普及促進
主体	国
内容	サービス付き高齢者向け住宅とは、居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の一定の条件を備えるとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスを提供することにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えた住宅のことです。 入居出来る世帯等の概要は、以下の通り。

入居者	・原則　高齢者単身世帯及び高齢者二人世帯
規模・設備等	・床面積は原則25㎡以上（ただし、要件を満たす場合は18㎡以上） ・各居住部分には、台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室がある。（ただし、台所、収納設備または浴室がない場合がある） ・バリアフリー構造
サービス	・少なくとも状況把握（安否確認）サービス、生活相談サービスを提供

名称	不動産担保型生活資金（リバースモーゲージ）
具体的な施策・事業	不動産担保型生活資金（リバースモーゲージ）の活用
主体	西東京市社会福祉協議会
内容	不動産担保型生活資金とは、現在居住している自己所有の不動産（土地・建物）に、将来にわたって住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、その不動産を担保として生活資金の貸し付けを行う制度です。 資料：社会福祉法人　東京都社会福祉協議会　パンフレット

名称	マイホーム借上げ制度
具体的な施策・事業	子育てしやすい住宅確保の促進
主体	国（一般社団法人移住・住みかえ支援機構）
内容	移住・住みかえを希望しているシニア（50 歳以上）のマイホームを借り上げ、それを子育て世代を中心に転貸し運用する制度です。耐震性が確保された安全・良質な借家を対象とし、敷金・保証金等は不要、住宅の躯体・構造に影響を与えない限り入居者自身でリフォーム可能、３年間の定期賃貸借契約等の条件により、良質な住宅ストックの循環を図っています。 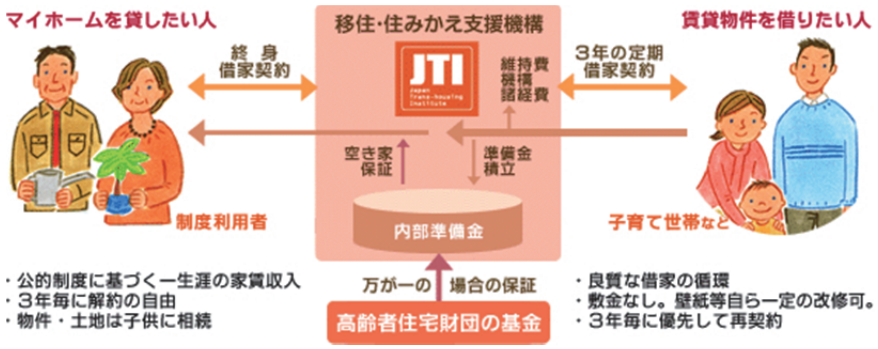 資料：一般社団法人移住・住みかえ支援機構ＨＰ

資料

名称	東京都あんしん居住制度
具体的な施策・事業	民間賃貸住宅への入居支援制度等の普及促進
主体	東京都（公益財団法人　東京都防災・建築まちづくりセンター）
内容	現在の住まい又はこれから住む際に高齢者等とその家族、賃貸住宅のオーナーなどが抱える様々な不安に対して、居住者に対する「見守りサービス」や居住者が亡くなった場合の「葬儀の実施」、「残存家財の片づけ」の各サービスを提供することにより、住み慣れた住宅、住み続けたい地域での安定した生活を支える制度です。（サービスを受ける場合は、東京都防災・建築まちづくりセンターと契約し、必要な費用を支払う必要があります。） 〇見守りサービス 緊急通報装置等により 24 時間安否を見守り 〇葬儀の実施 亡くなった場合に、死亡診断書を受け取り、火葬・納骨までを行う 〇残存家財の片付け 亡くなった後の、貴重品を除く住宅内に残された家財の片付け 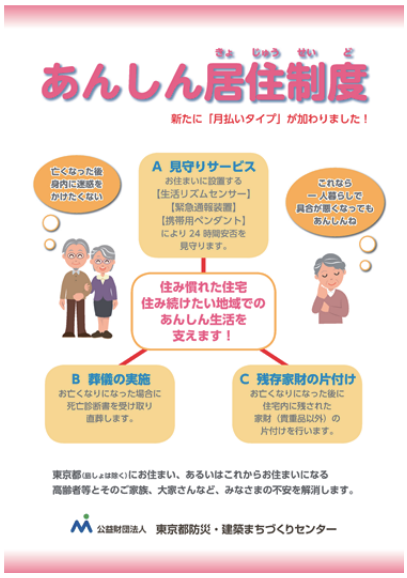 資料：公益財団法人　東京都防災・建築まちづくりセンターＨＰ

名称	民間住宅活用型住宅セーフティネット整備促進事業
具体的な施策・事業	民間賃貸住宅への入居支援制度等の普及促進
主体	国
内容	既存の民間賃貸住宅の質の向上を図るとともに空き家を有効に活用することにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るとともに、災害時には機動的な公的利用を可能とする環境を構築するため、住宅確保要配慮者の入居等を条件として、空き家のある賃貸住宅のリフォームに要する費用の一部を国が賃貸住宅オーナー等改修工事の発注者に対して直接補助する制度です。 事業期間：各年度単位（実施の有無については、事業主体へご確認ください。）

名称	東京都民間住宅活用モデル事業（空き家活用モデル事業）
具体的な施策・事業	民間賃貸住宅への入居支援制度等の普及促進
主体	東京都
内容	空き家の利活用の可能性を検証するため、賃貸住宅として管理（改修工事完了時から 10 年間）することを条件に、空き家の改修工事費用の一部を補助するモデル事業です。 モデル事業には、国の「民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業」の補助を受けるものに加えて都が補助を行う「国補助併用型」と、都が独自に改修工事の一部を補助する「都独自補助型」があります。 事業期間：平成 24 年度から３ヶ年

名称	西東京市地域コミュニティ基本方針
具体的な施策・事業	地域コミュニティ活動の活性化に向けた取組みの促進
主体	西東京市協働コミュニティ課
内容	近年、全国的に地域のつながりが希薄化してきており、防災・防犯や高齢者の支援、子どもの見守りなど様々な問題が表面化してきています。西東京市では、「西東京市地域コミュニティ検討委員会」を設置して、地域コミュニティの再構築について検討を行い、その結果等を踏まえ、西東京市の目指すべき地域コミュニティの方向や具体化のための取り組みを示した「西東京市地域コミュニティ基本方針」を策定しました。

名称	ほっとするまちネットワークシステム
具体的な施策・事業	地域のネットワークづくりの促進
主体	西東京市生活福祉課
内容	福祉に関わる様々な団体、事業者、市民など相互の連携を確保し、地域福祉を市全体で推進するための仕組みです。これにより市民が主体となった地域づくりや支え合う地域社会の形成を図ります。 ほっとするまちネットワークシステム構築のキーパーソンとして「地域福祉コーディネーター」と「ほっとネット推進員」を配置し、地域の課題や困りごとを市民と一緒に解決する調整・支援をします。

名称	ふれあいのまちづくり事業
具体的な施策・事業	地域のネットワークづくりの促進
主体	西東京市社会福祉協議会
内容	地域に住む住民が主体となってお互いに支えあい、安心して暮らせるまちづくりを目指す事業で、社会福祉協議会が推進しています。小学校区ごとに組織された住民懇談会が、サロンでの交流会や地域の見守りなど地域ごとのまちづくり活動を実施し、地域のつながりにより、お互いが声をかけあい、助け合うことのできるまちになるよう努めています。

名称	ささえあいネットワーク事業
具体的な施策・事業	地域のネットワークづくりの促進
主体	西東京市高齢者支援課
内容	概ね 65 歳以上の高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活できるよう、ささえあい協力員・協力団体・訪問協力員、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、市など関係機関が連携し、安否確認を行ったり、地域行事にお誘いしたり、困り事が起きたときに相談に応じたり、専門機関に連絡したりする仕組みです。

目標2 快適で質の高い住まいづくり

名称	住宅性能表示制度
具体的な施策・事業	住宅性能表示制度の普及
主体	国
内容	住宅性能表示制度とは、平成 12 年4月1日に施行された住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、良質な住宅を安心して取得できる市場を形成するため、住宅の性能（構造耐力、省エネルギー性、遮音性等）を共通の基準で評価し、等級や数値で示すことにより、住宅取得者が住宅性能を比較検討する際に役立つ制度です。住宅性能の評価には、設計図書の段階でチェックを受ける設計住宅性能評価と設計図書に従ってしっかりとした施工がされているか工事中に現場でチェックを受ける建設住宅性能評価があります。

名称	家屋修繕・増改築工事あっせん事業
具体的な施策・事業	家屋修繕・増改築工事あっせん事業の推進
主体	西東京市都市計画課（西東京市住宅リフォームあっせんセンター）
内容	家屋修繕・増改築工事あっせん事業では、家の増改築や修繕等を行いたいが、地元の建設業者となじみがない、小さな工事や修繕をどこに頼んだらいいか分からない、という方に、市が協定を結んでいる市内の建設業者団体から成る西東京市リフォームあっせんセンターを通じて、安心して依頼できる業者をあっせんする事業です。 あっせんできる工事概要は以下のとおり。 〇増改築　新しく部屋を増室、室内の模様替え、台所・浴室・トイレの改築　等 〇修繕　内壁、外壁、屋根、台所、浴室　等 〇付帯工事　車庫、門扉、フェンス、物置等の工事　等 〇造園　庭づくり、庭木の手入れ、害虫駆除　等

名称	リフォームなどのガイドブック
具体的な施策・事業	住宅リフォーム工事に関する情報提供
主体	国・東京都　等
内容	住宅リフォームに関し、①リフォームに関する基本知識をまとめたもの、②リフォームの手順や注意点等をまとめたもの、③リフォームの施工方法をまとめたもの、④リフォームの税制優遇等をまとめたものなど、様々なガイドブックが各団体から発行されています。 ①の例 一般社団法人 住宅リフォーム推進 協議会 ②の例 公益財団法人 住宅リフォーム・ 紛争処理支援センター ③の例 国土交通省・ (財)ベターリビング ④の例 一般社団法人 住宅リフォーム推進 協議会

名称	分譲マンション耐震アドバイザー制度
具体的な施策・事業	分譲マンション適正管理の支援の充実
主体	西東京市都市計画課
内容	分譲マンション耐震アドバイザー制度は、耐震診断・改修に係る区分所有者間の合意形成に関することや、耐震診断及び耐震改修の必要性や改修に至るまでの取り組み方法に関することについて、専門的な相談ができるよう、分譲マンションの管理組合などに対しマンション管理士や一級建築士を無料で派遣する制度です（回数等条件有）。

名称	東京都優良マンション登録表示制度
具体的な施策・事業	分譲マンション適正管理の支援の推進
主体	東京都
内容	優良マンション登録表示制度とは、建物(共用部分)の性能と管理の両面において、一定の水準を確保する分譲マンションを「優良マンション」として、認定・登録し、公表する制度です。 購入時の判断材料を提供し、建物性能や管理の状況が適切に評価される流通市場の形成を促すとともに、長期に渡ってマンションが良好に維持管理されるよう誘導することを目的としています。 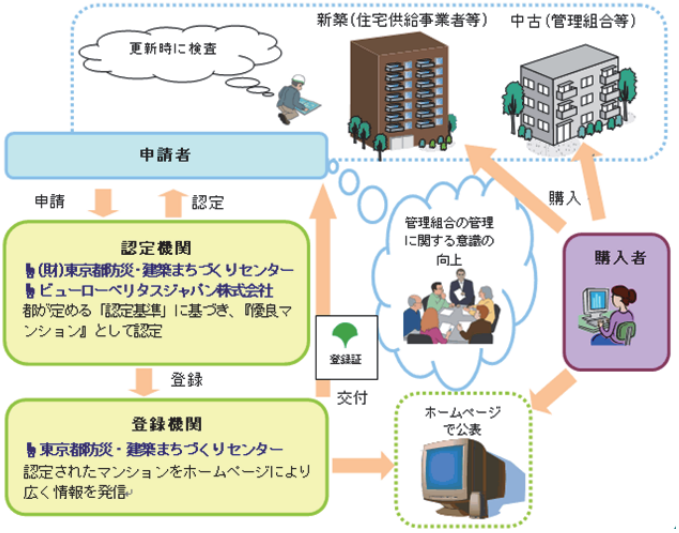 資料：東京都都市整備局ＨＰ

名称	安心して住宅を売買するためのガイドブック
具体的な施策・事業	市民にわかりやすい住情報提供と相談体制の充実
主体	東京都
内容	【戸建住宅編】 既存住宅の売買の円滑化に向け、安心して既存住宅を売買していくために必要な確認事項や契約上の注意事項等をとりまとめています。 資料：東京都都市整備局ＨＰ 【マンション編】 既存マンションを購入する新たな入居者に対して、マンション管理組合の運営など分譲マンション特有の事項等について適切な情報を提供することにより、適正な管理が承継されるよう、売り主・買主・管理組合それぞれの留意事項等をとりまとめています。 資料：東京都都市整備局ＨＰ

資料

目標3 防災・防犯性の高い安全・安心な住まいとまちづくり

名称	耐震無料相談会・木造住宅耐震診断・耐震改修助成制度
具体的な施策・事業	木造住宅耐震相談の普及、木造住宅耐震診断・改修助成制度の普及
主体	西東京市都市計画課
内容	市では、災害に強いまちづくりを進めるための一環として、木造住宅の耐震診断、耐震改修の費用の一部を助成する制度を実施します。また、無料の耐震相談を月に１回実施しています。 【木造住宅耐震診断助成制度】 木造住宅耐震診断助成制度とは、地震に対する住宅の安全性の調査を目的として、昭和56年５月31日以前に建築された市内に存する木造住宅で、自己所有で居住の用に供している住宅（店舗等の併用住宅を含む）の耐震診断に要した費用の一部を助成する制度です。 【木造住宅耐震改修助成制度】 木造住宅耐震改修助成制度とは、既存の木造住宅の安全性を高める目的で、耐震診断を行った結果、現行の耐震基準に適合しない住宅で、市の定める基準で耐震改修を行った住宅の改修費用の一部を助成する制度です。 【木造住宅耐震相談】 木造住宅耐震相談とは、住宅の耐震性に関する不安や疑問を解消する目的で、昭和56年５月31日以前に建築した木造住宅(在来工法)の所有者を対象に西東京市・住みよい町をつくる会に所属する一級建築士が月１回無料で耐震に関する相談を受け付ける制度です。

名称	西東京市防災ガイド＆マップ
具体的な施策・事業	防災関連マップの活用促進
主体	西東京市危機管理室
内容	西東京市の防災対策や地震のメカニズムをはじめ、地震発生時に取るべき行動や地震対策のほか、火災や風水害の対策についてわかりやすく紹介しています。

名称	ハザードマップ（浸水予想区域図）
具体的な施策・事業	防災関連マップの活用促進
主体	西東京市危機管理室
内容	ハザードマップ（浸水予想区域図）は、平成 12 年９月に発生した東海豪雨（総雨量 589 ミリメートル、時間最大雨量 114 ミリメートル）が「西東京市域」に降った場合を想定したシミュレーションにより、東京都作成の「石神井川及び白子川流域浸水予想区域図（平成 15 年５月公表）」を西東京市に関してまとめたものです。 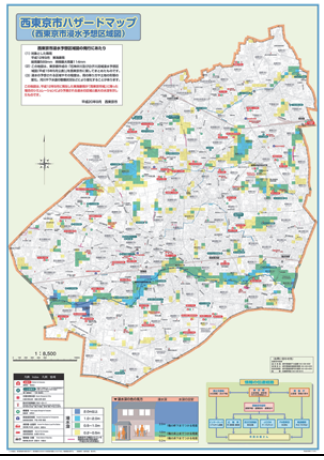

名称	防犯パトロール
具体的な施策・事業	防犯パトロールによる安全なまちづくりの推進
主体	西東京市危機管理室
内容	西東京市では、犯罪の発生を防ぎ、犯罪に遭わないよう誰もが安心して暮らすことのできる、犯罪のない安全なまちづくりを推進するため、青色回転灯装備の白黒車両により、学校や公園をはじめとする公共施設などを含めた、市内全域の防犯パトロールを行っています。

名称	防犯活動団体補助金制度
具体的な施策・事業	市民防犯活動に対する支援
主体	西東京市危機管理室
内容	地域での防犯活動が、西東京市全体の防犯につながることから、防犯活動を行う団体に対し、活動にかかる経費（資器材購入費、施設使用料、物品購入費など）の一部を補助する制度です。なお、補助金を受けるためには、団体登録をする必要があります。

名称	防災市民組織補助金制度
具体的な施策・事業	防災市民組織が行う活動への支援
主体	西東京市危機管理室
内容	「自分たちのまちは自分たちで守る」という考えのもとに、町会や自治会を単位として、防災市民組織が結成されており、防災市民組織補助金制度は、この防災市民組織の結成を促進するため、防災資器材（消火器、メガホン、懐中電灯など）の購入費の一部を補助する制度です。なお、補助金を受けるためには、組織登録をする必要があります。

目標4 みどりある良好な地域環境づくり

名称	太陽エネルギー利用
具体的な施策・事業	環境共生住宅の建設促進
主体	東京都・西東京市環境保全課
内容	【「屋根ぢから」ソーラープロジェクト（東京都）】 「屋根ぢから」ソーラープロジェクトは、低価格（価格のさらなる低下）、低金利ローン（資金が少なくても設置可能）、アフターケア（設置後の発電状況を確認して安心）、の３つを実現し、太陽光発電をより設置しやすい環境を提供しています。 【集合住宅等太陽熱導入促進事業（東京都）】 集合住宅用太陽熱導入促進事業（住宅用太陽熱利用システム）は、公益財団法人東京都環境公社が、都内における新築の集合住宅、戸建の集合体又は標準提案による戸建群に太陽熱利用システムを設置する事業者に対して、その経費の一部を補助するものです。 事業期間：平成 23 年度から平成 27 年度まで 【住宅用太陽光発電システム設置助成（西東京市環境保全課）】 住宅用太陽光発電システム設置助成は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの発生を抑制するため、住宅用太陽光発電システムを設置した場合に、その費用の一部を助成する制度です。

名称	雨水の循環利用
具体的な施策・事業	環境共生住宅の建設促進
主体	西東京市下水道課
内容	雨水浸透施設助成は、地下水のかん養や、雨水が河川や下水道へ直接流出することを抑制し、大雨による浸水・洪水被害を緩和するため、住宅の屋根に降った雨を地下に浸透させる雨水浸透施設を設置する場合に、その「雨水浸透施設」設置費用の一部を助成する制度です。

名称	住宅・建築物省エネ改修等推進事業
具体的な施策・事業	省エネルギー住宅の建設促進
主体	国（独立行政法人建築研究所）
内容	住宅・建築物省エネ改修等推進事業とは、住宅・建築物ストックの省エネ改修等を促進するため、民間事業者等が行う省エネ改修工事・バリアフリー改修工事・耐震改修工事(戸建住宅及び共同住宅のみ)に対し、国が事業の実施に要する費用の一部について支援することにより、既存住宅・建築物ストックの省エネ化の推進及び関連投資の活性化を図るものです。

名称	低炭素建築物認定制度
具体的な施策・事業	省エネルギー住宅の建設促進
主体	国（融資制度：日本政策金融公庫）
内容	低炭素建築物認定制度とは、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づき創設された制度で、市街化区域等において、低炭素化に関する先導的な基準に適合する建築物を認定する制度です。低炭素建築物として認定された住宅は、税制優遇や金利優遇が受けられるほか、容積率を緩和（低炭素化に資する設備について、通常の建築物の床面積を超える部分は、容積率算定時の延べ面積に参入されません（限度有））することができます。 資料：国土交通省ＨＰ（発行：一般社団法人日本サステナブル建築協会）

名称	生垣造成補助
具体的な施策・事業	緑に包まれた環境づくりの普及促進
主体	西東京市みどり公園課
内容	生垣造成補助は、みどりの豊かなまちづくりを推進するため、これから新しく生垣を作りたい方、ブロック塀等を撤去して生垣にしたい方を対象に、生垣設置費用の一部を助成する制度です。

名称	保存樹等補助制度
具体的な施策・事業	緑に包まれた環境づくりの普及促進
主体	西東京市みどり公園課
内容	市内の豊かなみどりの保全と維持のため、保存樹等の指定を受けた所有者の方を対象に、保存樹林等に対する補助金を交付する制度です。

名称	みどりの散策マップ
具体的な施策・事業	緑に包まれた環境づくりの普及促進
主体	西東京市みどり公園課
内容	西東京市では市内の環境保護団体との協働により、緑地や史跡を結ぶ散策ルートを掲載した「みどりの散策マップ」を発行しています。マップは、四季折々の見どころ探しや健康維持のために散策される際に活用できるものです。

名称	環境学習に役立つ測定機器や環境学習教材の貸出し
具体的な施策・事業	環境に配慮した住まい方を考える機会の創出
主体	西東京市環境保全課
内容	【環境学習に役立つ測定機器】 家電製品の消費電力を簡単に測定できる電力計や温湿度計など、家庭や地域での環境学習に役立つ測定機器を無料で貸し出しています。（以下、機器の一例） 〈消費電力計〉 〈デジタル温湿度計〉 〈省エネナビ〉 【環境学習教材】 エコプラザ西東京協力員が環境学習教材（環境カルタ、環境クイズ、環境すごろく、環境紙芝居）の教材の原案づくりを行い、エコプラザ西東京で貸出しを行っています。また、オープンスペースの日には、多目的スペースで体験もできます。 ＜環境クイズ＞ ＜環境紙芝居＞ ＜環境すごろく＞

名称	バリアフリー改修工事費の助成制度
具体的な施策・事業	補助制度の活用によるバリアフリー化の誘導
主体	西東京市都市計画課
内容	西東京市人にやさしいまちづくりの推進計画に掲げられた「補助制度の活用によるバリアフリーの誘導」を図ることを目的として、店舗等の経営者・事業者が、段差等を解消する改修工事を行う際に、その費用の一部を助成する制度です。

西東京市住意識アンケート調査
ご協力のお願い

日頃市政に対し、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、西東京市では、平成17年度に策定した住まいづくり・まちづくりについての基本的な考え方を示す「西東京市住宅マスタープラン」を改定することに致しました。つきましては、住まいづくりに対する市民の皆様のお考えやご意見を伺うため、住民アンケート調査を実施し、策定のための資料とさせていただきたいと考えております。皆様お忙しいこととは存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力下さいますようよろしくお願い申し上げます。

この調査の対象者は、20歳以上の市民の中から無作為に選ばせていただいております。調査結果は全て統計的に処理しますので、個人の意見が直接発表されることはありません。率直なご意見をお聞かせいただければ幸いです。

ご回答いただいた調査票は、お手数ですが同封の返信用封筒に入れ、**9月25日（火）までにご投函下さい。**（切手を貼る必要はありません）

平成２４年９月
西東京市長　　坂口　光治

この調査に対するご質問等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

［問い合わせ先］
西東京市都市整備部　都市計画課　住宅対策係

［委託先］
ランドブレイン株式会社

調査票記入に当たってのお願い

1．質問には、宛名に書かれたご本人がお答え下さい。なお、ご本人がやむをえない事情で回答できない場合は、代わりにご家族などが回答して頂いて結構です。ただし、その場合は宛名ご本人の立場でお答え下さい。
2．お答えは、あてはまる番号を○で囲んで下さい。また［　　］の欄では数字をご記入ください。選択肢で「その他」を選んだ場合は、お手数ですがカッコ内にその具体的な内容をお書き下さい。
3．記入欄は全部で９ページあります。設問の順にお答え下さい。注意書きのある質問についてはそれぞれ該当する方のみお答え下さい。

１．現在お住まいの住宅についてお伺いします。

問１．現在お住まいの住宅は次のどれにあたりますか。（○は１つ）

1．持家一戸建て
2．持家分譲マンション　→ 問１－１へ
3．民間賃貸マンション（非木造）
4．民間賃貸アパート（木造）
5．公団・公社賃貸住宅　→ 問１－３へ
6．公営住宅（都営住宅・市営住宅）
7．給与住宅（社宅・公務員宿舎）
8．同居・間借り・住み込み
9．その他（　　）　→ 問２へ

持家にお住まいの方（問１で１または２と答えた方）のみお答え下さい。

問１-1．現在のお住まいをどのように取得されましたか。（○は１つ）

1．所有地（または借地）に住宅を新築
2．新築の分譲戸建住宅を購入（建売住宅）　→ 問２へ
3．中古の戸建住宅を購入
4．新築の分譲マンションを購入
5．中古のマンションを購入　→ 問１－２へ
6．相続・贈与
7．その他（　　）　→ 問２へ

持家（分譲マンション）にお住まいの方（問２で４または５と答えた方）のみお答え下さい。

問１－2．現在のお住まいに対して何か疑問や不安はありますか。（○は１つ）

1．将来の建替えに関して
2．修繕に関して
3．耐震問題に関して
4．管理組合に関して
5．分譲マンションに関する相談機関について
6．不安に思うことは特にない
7．その他（　　）

☆上記の疑問や不安の具体的な内容及び率直なご要望をお聞かせください。

内　　容

市に対する要望

借家にお住まいの方（問１で３．４．５．６．７と答えた方）のみお答え下さい。

問１-3．借家にお住まいの理由は次のどれにあたりますか。（○は１つ）

1．持家を購入するより住居費が安い
2．持家を購入したいが自己資金の準備ができていない
3．西東京市での居住は一時的なものと考えているため
4．勤務先からの補助があるため
5．実家などいずれ移り住む家があるため
6．住宅の維持管理のわずらわしさがないため
7．その他（　　）

問２．現在のお住まいに入居されたのはいつですか。（○は１つ）

1．昭和２９年以前
2．昭和３０年～３９年
3．昭和４０年～４９年
4．昭和５０年～５９年
5．昭和６０年～平成６年
6．平成７年～１６年
7．平成１７年以降

問３．現在お住まいの住宅の広さはどのくらいですか。（○は１つ）
＊お住まいが店舗等と一緒になっている場合は、お住まいとして使われている部屋の広さをお考え下さい。

1．２０㎡（約１２畳）未満
2．２０～３０㎡（約１２～１８畳）未満
3．３０～４０㎡（約１８～２４畳）未満
4．４０～５０㎡（約２４～３０畳）未満
5．５０～６０㎡（約３０～３６畳）未満
6．６０～７０㎡（約３６～４２畳）未満
7．７０～８０㎡（約４２～４８畳）未満
8．８０～１００㎡（約４８～６０畳）未満
9．１００～１５０㎡（約６０～９０畳）未満
10．１５０㎡（約９０畳）以上

（参考：４．５畳は約７㎡、６畳は約１０㎡、８畳は約１３㎡）

問４．現在お住まいの家の住宅関係の費用（住宅ローン、家賃、地代、管理費、修繕積立金などの合計）は、月額でどのくらいですか。（○は１つ）

1．費用はかからない
2．２万円未満
3．２～４万円未満
4．４～６万円未満
5．６～８万円未満
6．８～１０万円未満
7．１０～１２万円未満
8．１２～１５万円未満
9．１５～２０万円未満
10．２０万円以上

問５．現在の住宅ローン、家賃、地代などの住居費について、どのようにお感じですか。（○は１つ）

1．生活費を抑えなければならず、負担が大きい
2．先行きの収入や雇用に不安があり、住居費は抑えていきたい
3．ぜいたくを多少我慢すれば負担していける
4．家計にあまり影響はない

２．住宅や周辺環境への評価をお伺いします。

問６．現在のお住まいについてどのようにお感じになっていますか。
（ア～シの項目ごとに、４段階の番号に１つだけ○をつけてください）

	非常に満足	やや満足	やや不満	非常に不満
ア．広さ、部屋数、間取り	4	3	2	1
イ．収納スペース	4	3	2	1
ウ．敷地の広さ	4	3	2	1
エ．台所・浴室・便所の設備、広さ	4	3	2	1
オ．冷暖房設備や給湯設備	4	3	2	1
カ．耐震性	4	3	2	1
キ．遮音性や断熱性	4	3	2	1
ク．内外装の質など	4	3	2	1
ケ．駐車スペース	4	3	2	1
コ．高齢者等に配慮した設備	4	3	2	1
サ．省エネルギー・省資源への配慮	4	3	2	1
シ．住宅についての総合評価	4	3	2	1

問７．現在お住まいの周りの環境についてどのようにお感じになっていますか。
（ア～チの項目ごとに、４段階の番号に１つだけ○をつけてください）

	非常に満足	やや満足	やや不満	非常に不満
ア．火災・地震・水害等の安全性	4	3	2	1
イ．周りの道路の安全性	4	3	2	1
ウ．騒音・大気汚染等に対する安心性	4	3	2	1
エ．日当たり・風通しなどの条件	4	3	2	1
オ．汚水・ごみ処理などの衛生面	4	3	2	1
カ．通勤・通学などの便利さ	4	3	2	1
キ．買い物の便利さ	4	3	2	1
ク．病院・銀行などの便利さ	4	3	2	1
ケ．保育所などの数	4	3	2	1
コ．図書館・公民館などの数	4	3	2	1
サ．子どもの遊び場・公園の数	4	3	2	1
シ．娯楽・余暇施設の数	4	3	2	1
ス．緑の豊かさ・景観のよさ	4	3	2	1
セ．街並み・家並みの雰囲気	4	3	2	1
ソ．治安のよさ	4	3	2	1
タ．福祉施設など福祉面での充実	4	3	2	1
チ．住環境についての総合評価	4	3	2	1

3．65歳以上の方のみにお伺いします。(65歳以上のかたのみお答えください)

問8．現在のお住まいについてお困りのことはありますか。(当てはまるもの全てに○)

1．困っていることはない
2．住宅が老朽化していること
3．住宅が手狭なこと
4．日当たり・風通しが悪いこと
5．子どもが独立するなど、自分たちだけでは住宅が広すぎる(管理しきれない)こと
6．玄関や敷居、階段などの段差が高いこと
7．廊下・階段や風呂、トイレなどに手すりがないこと
8．台所の流し台や浴槽の縁が高いことやトイレが和式であるなど、設備が不便なこと
9．介護や介助のための機器(リフトなど)がないこと
10．緊急時に通報できる機器がないこと
11．家賃や借地料など住居費が高すぎること
12．一人暮らしで話し相手がいないこと
13．高齢者などが情報収集や相談できる窓口の一元化がなされていないこと
14．市営住宅・都営住宅などの公営住宅に入居が困難なこと
15．その他（　　）

お困りのことがあると答えられた方（問８で２から15のいずれかに○をつけた方）のみお答え下さい。

問８-1．お困りの問題を解決するためにはどういったことが必要ですか。
(○は２つまで)

1．適切なリフォーム方法や安心して任せられる事業者等の情報提供
2．住宅リフォームのための費用補助（低利融資や利子補給など）
3．借家のリフォームを促すための家主への指導、改善費の補助等
4．家賃助成が受けられる民間借家の整備
5．市営住宅・都営住宅などの公営住宅の建設及び補充
6．安否の確認や話し相手となってくれる人の定期的な訪問
7．その他（　　）

問９．現在のお住まいの周辺（住環境面）でお困りのことはありますか。(当てはまるもの全てに○)

1．困っていることはない
2．子どもや兄弟などが近くに住んでいないこと
3．まわりの道路や歩行時に危険な場所や歩きにくい場所が多いこと
4．火災・地震・水害などの災害時の避難などに不安があること
5．公園や集会所、福祉会館など高齢者同士が交流できる場所が近くにないこと
6．近所に相談できる人がいないこと
7．在宅介護支援センターなど、介護を支えてくれる施設が近くにないこと
8．その他（　　）

4．定住または転居の意向についてお伺いします。

問10．現在の住宅に引き続きお住まいになりたいとお考えですか。(○は１つ)

1．ずっと住み続けたい → 問 11 へお進み下さい
2．当分は住み続けたい
3．市内の別の住宅へ転居したい → 問 10-1 へお進み下さい
4．市外へ転居したい
5．わからない → 問 11 へお進み下さい

転居したいとお考えの方（問10で３または４と答えた方）のみお答え下さい。

問10-1．その理由は何ですか。(○は３つまで)

1．住宅が狭いから
2．住宅が古くなったから
3．周辺の住環境が悪いから
4．日常の買物が不便だから
5．子どもの教育環境が悪いから
6．通勤・通学に不便だから
7．高齢者・障害者に対し市のサービスが悪いから
8．家賃・地代が高いから
9．固定資産税などの税金が高いから
10．立ち退きを要求されているから
11．もっと縁がある所に住みたいから
12．別の所に住んでいる親や子どもと同居したいから
13．その他（　　）

転居したいとお考えの方（問10で３または４と答えた方）のみお答え下さい。

問10-2．転居先の住宅の種類として次のうちどれをお考えですか。(○は１つ)

1．持家一戸建て
2．持家分譲マンション
3．民間賃貸マンション（非木造）
4．民間賃貸アパート（木造）
5．UR（旧公団）・公社賃貸住宅
6．公営住宅（市営住宅・都営住宅）
7．給与住宅（社宅・公務員宿舎）
8．同居・間借り・住み込み
9．その他（　　）

転居したいとお考えの方（問10で３または４と答えた方）のみお答え下さい。

問10-3．現在のお住まいについてはどのようにお考えですか。(○は１つ)

1．売却したい
2．他人に貸したい
3．子どもなどに相続したい
4．借家なので考えていない
5．その他（　　）

5．同居・近居や新しい住まい方についてお伺いします。

問11．現在、親世帯や子ども世帯と同居されていますか。（○は１つ）
＊この調査では、同居とは、生計を別にする世帯が同じ住宅内に住むことを意味しています。

1．同居している
2．親世帯や子ども世帯はいるが同居していない
3．親世帯や子ども世帯はいない

→ 問 11-1. へお進み下さい（1、2）
→ 問 13 へお進み下さい（3）

親世帯や子ども世帯がいる方（問11で１または２と答えた方）のみお答え下さい。

問11-1．現在の親世帯や子ども世帯との住まい方について満足されていますか。（○は１つ）

1．満足している
2．やや満足
3．どちらともいえない

→ 問 12 へお進み下さい（1～3）

4．やや不満
5．不満

→ 問 11-2. へお進み下さい（4、5）

不満があるとお考えの方（問11-1．で４または５と答えた方）のみお答え下さい。

問11-2．どのような不満がありますか。（○は３つまで）

1．家が狭いこと
2．経済的な負担が大きいこと
3．子どもや孫などの結婚や就職により将来別居となること
4．同居により将来的に家族に負担をかけること
5．同居した場合、住み慣れた土地から転居しなければならないこと
6．家族が同居を望まないこと
7．その他（　　）

問12．将来、親世帯とどのような住まい方を望みますか。（○は１つ）

1．同居したい
2．近くに住みたい
3．別居したい
4．どちらともいえない
5．親世帯はいない
6．その他（　　）

問13．自分自身が高齢になった時、どのような住まい方を望みますか。（○は１つ）

1．単身または夫婦だけで現在の住宅に住み続けたい
2．単身または夫婦だけになったら高齢者向けの民間賃貸住宅に住み替えたい
3．単身または夫婦だけになったら老人ホームなどの施設に入りたい
4．子どもなど親族と一緒に現在の住宅に住みたい
5．子どもなど親族と一緒に住めるなら現在の住宅から移っても良い
6．子どもなど親族の近くに住みたい
7．その他（　　）

問14．子育て世帯が安全で安心して居住できる住環境を整備するために、どんなことが必要だと思われますか。（○は１つ）

1．子どもの世話など、居住者同士が助け合いながら住むことを前提としたマンションの整備
2．子育て支援施設の併設や子育てに配慮した住宅設備などがあるマンションの整備
3．子育て世帯が優先的に入れる賃貸住宅の整備
4．子育てを支援する施設の整備
5．道路や公園・遊び場などの整備
6．その他（　　）

問15．高齢者が安心してくらすため、所有する住宅などを担保に生活資金や住宅改造費を貸してもらい、死亡時に清算する方法が考えられていますがどう思われますか。（○は１つ）

1．老後の生活資金が確保できるため好ましい
2．よくわからないが、確立されれば考えてみたい
3．制度としていまだ定着していないので不安であり、何ともいえない
4．先祖から引き継いだ土地を手放したくないので考えられない
5．所有する土地がないので考えられない
6．その他（　　）

問16．所有する住宅を他人に貸して生活資金を得、高齢者や障害者に対応した住居になっている賃貸住宅に住み替えることについてどう思われますか。（○は１つ）

1．老後の生活資金が確保できるため好ましい
2．よくわからないが、確立されれば考えてみたい
3．制度としていまだ定着していないので不安であり、何ともいえない
4．住み慣れた地域を離れたくないので考えられない
5．所有する住宅がないので考えられない
6．その他（　　）

問17．住宅の基本的な性能の表示ルールを定めて、良質な住宅取得をしやすくし、住宅ローンや地震保険が優遇される「住宅性能表示制度」についてどう思われますか。（○は１つ）

1．制度を利用して建設した
2．制度を利用した住宅を購入した
3．制度を知っており利用したい
4．制度を知らなかったが利用してみたい
5．必要ない
6．その他（　　）

問18．長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられ、税制面での優遇などが受けられる「長期優良住宅」についてどう思われますか。（○は１つ）

1．制度を利用して建設した
2．制度を利用した住宅を購入した
3．制度を知っており利用したい
4．制度を知らなかったが利用してみたい
5．必要ない
6．その他（　　）

6．今後の西東京市の住宅施策についてお伺いします。

問19．今後の住宅に対する取組みとして、あなたの関心が特に高いものを挙げてください。
（○は３つまで）

1．持家取得のための施策の推進
2．持家の建設、建替え、リフォームの施策の推進
3．良質な民間賃貸住宅建設、維持管理等の施策の推進
4．分譲マンションの建替及び維持管理等の施策の推進
5．市営・都営住宅など公営住宅の建設及び補充
6．環境に配慮した住宅整備のための施策の推進
7．住宅の耐震性向上のための施策の推進
8．空き家の適切な管理や有効活用のための施策の推進
9．高齢者や障害者が暮らしやすい住宅整備の施策の推進
10．子育て世帯への住宅施策の推進
11．住宅に関する情報提供や相談が出来る仕組みづくり
12．その他（　　）

問20．今後の住環境に対する取組みとして、あなたの関心が特に高いものを挙げてください。
（○は３つまで）

1．建築の規制・誘導などによる美しく統一感のある街づくり
2．住宅地の防災性や安全性の確保
3．住宅地の環境保全の推進（緑化や防音対策など）
4．道路・公園・下水道などの公共施設の整備
5．高齢者や障害者が安心して生活・行動できる街づくり
6．働く女性や子育て世帯にも暮らしやすい街づくり
7．外国人にも暮らしやすい街づくり
8．地域住民同士の交流が盛んな活気ある街づくり
9．市民参加による住民の自主性と価値観を尊重した街づくり
10．その他（　　）

問21．これからの西東京市の住宅行政について、あなたが特に望まれる方策や、市が手がけるとすると最も効果的と考えられる施策など、ご意見・ご要望などがございましたら、下欄にご記入下さい。

さいごに、あなたとご家族のことについてお伺いします。

Ｆ１．あなたの年齢はおいくつですか。（○は１つ）

1．20～29歳　4．50～59歳　7．75歳以上
2．30～39歳　5．60～64歳
3．40～49歳　6．65～74歳

Ｆ２．勤務先等はどちらになりますか。（○は１つ）

1．自宅　4．23区以外の東京都　7．千葉県
2．自宅以外の西東京市内　5．神奈川県　8．その他（　　）
3．東京都23区　6．埼玉県　9．働いていない

Ｆ３．あなたの家族構成はどのようになっていますか。（○は１つ）

1．単身　4．ひとり親と子ども　7．兄弟姉妹のみ
2．夫婦のみ　5．親と夫婦のみ　8．その他（　　）
3．両親と子ども　6．三世代同居

Ｆ４．あなたのご家族の中に次の方はおられますか。（○はすべて）

1．前期高齢者（65～74歳）　3．小学校未就学児　5．高校生
2．後期高齢者（75歳以上）　4．小・中学生　6．大学生

Ｆ５．ご家族の人数はあなたご自身を含め何人ですか。（○は１つ）

1．1人　3．3人　5．5人
2．2人　4．4人　6．6人以上

Ｆ６．あなたの現在の居住地はどちらですか。（○は１つ）

1．ひばりヶ丘駅周辺地域（住吉町2・3丁目、ひばりが丘1～3丁目、ひばりが丘北1～4丁目、栄町1～3丁目、緑町3丁目、谷戸町2・3丁目）
2．中央地域（泉町1～6丁目、住吉町1・4～6丁目、緑町1・2丁目、谷戸町1丁目、北原町1～3丁目）
3．保谷駅北部地域（北町1～6丁目、下保谷1～5丁目）
4．保谷駅南部地域（中町1～6丁目、東町1～6丁目）
5．田無駅北西部地域（田無町7丁目、西原町1～5丁目、芝久保町4・5丁目、ひばりが丘4丁目）
6．田無駅西部地域（田無町6丁目、南町6丁目、向台町5・6丁目、芝久保町1～3丁目）
7．田無駅周辺地域（田無町1～5丁目）
8．田無駅南部地域（南町1～5丁目、向台町1～4丁目、新町1～6丁目）
9．東伏見・西武柳沢駅北部地域（保谷町1～6丁目、富士町1～6丁目）
10．東伏見・西武柳沢駅南部地域（柳沢1～6丁目、東伏見1～6丁目）

以上で質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。

７．用語解説

あ行

空き家

空き家とは、別荘などの「二次的住宅」、新築・中古を問わず賃貸又は売却のために空き家になっている「賃貸用の住宅」及び「売却用の住宅」、その他、人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている「その他の住宅」をいう。

ＮＰＯ法人

行政や民間企業に属さず、社会的に必要な公益的活動をする市民による非営利の民間組織。

か行

環境共生住宅

太陽光などの活用、水循環や廃棄物のリサイクル等、地球環境の保全や快適性に配慮した住宅。

給与住宅

社宅や公務員住宅のように、会社、団体、官公庁などが所有または管理し、その職員を職務の都合上又は給与の一部として居住させている住宅。

居住面積水準

国民の住生活の安定の確保及び向上の促進が図られるよう、住生活基本法に基づき、「住生活基本計画（全国計画）」に定められた住宅の面積に関する水準。世帯人員に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する「最低居住面積水準」と、豊かな住生活の実現を前提として、多様なライフスタイルを想定した場合に必要と考えられる住宅の面積に関する「誘導居住面積水準」からなる。

合計特殊出生率

出産可能年齢（15～49歳）の女性に限定し、年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子供を産むのかを推計した特殊な数値。

公的賃貸住宅

国、地方自治体、公社、都市再生機構（旧・都市公団）等により整備される賃貸住宅で、代表的なものとして公営住宅、特定公共賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅、住宅供給公社住宅、都市再生機構住宅がある。

高齢者

65歳以上の者をいう。

国勢調査

「人口及び世帯」に関する各種属性のデータを調べる「全数調査」。日本では、国の最も重要かつ基本的な統計調査として、統計法に基づき総務大臣が10年ごとに国勢調査を実施することとされており、その中間の５年目に当たる年には簡易な方法で実施されている。

さ行

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者世帯や要介護者等の増加に対応し、高齢者が安心して生活することができるよう、バリアフリー構造などを有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する住宅。

住宅ストック

既存住宅、あるいはある時点で存在している全ての住宅をいう。

住宅性能表示制度

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、住宅の性能を評価し表示するための基準や手続きが定められている。客観的な評価をする第三者機関を、登録住宅性能評価機関として登録し、登録住宅性能評価機関は、申請に基づき、設計段階の評価（設計住宅性能評価）と施工段階と完成段階の評価（建設住宅性能評価）を行う。建設住宅性能評価書が交付された住宅については、指定住宅紛争処理機関（各地の単位弁護士会）に紛争処理を申請することができる。

住宅・土地統計調査

住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びにこれらに居住している世帯に関する実態を把握する調査。昭和23年から５年ごとに行われ、平成20年住宅・土地統計調査はその13回目に当たる。抽出調査のため、各項目の内訳を足し合わせたものと合計が一致しない場合がある。

省エネルギー住宅

地球温暖化防止のため、国が定めた住宅の省エネルギー基準に適合し、室内環境を一定に保ちながら、使用するエネルギー量を少なくできる住宅。

人口動態

一定期間における転入・転出に伴う人口の動きを社会動態、一定期間における出生・死亡に伴う人口の動きを自然動態という。

新耐震基準

建築基準法施行令の改正により昭和56年６月１日より施行された新しい耐震基準。中規模の地震（震度５強程度）に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震（震度６強から震度７程度）に対しても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としている。

セーフティネット

安全網の意。経済的な危機に陥っても、最低限の安全を保障してくれる、社会的な制度や対策（独立行政法人国立国語研究所 外来語言い換え提案による）。

た行

耐震化率

耐震性を満たす住宅・建築物数（昭和57年以降の建築物数+昭和56年以前の建築物のうち耐震性を満たす建築物数）が住宅・建築物数（昭和57年以降の建築物数+昭和56年以前の建築物数）に占める割合。

耐震診断

建築物が地震に対してどの程度耐えることができるのか、その建築物の図面や実地調査で、柱、梁、壁等の形状、材料などから建物がもつ構造状態を評価し、現行の耐震基準と同等以上の耐震性を確保しているか耐震性能を判定すること。

長期優良住宅認定制度

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅を「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」で定める基準に基づき認定する制度。税制の特例措置が得られる。

低炭素社会

二酸化炭素の排出が 少ない社会のこと。

は行

バリアフリー

住宅等において、高齢者や障害者等の身体特性に配慮して、車椅子で通行可能な廊下の幅員の確保、床の段差解消、手すりの設置など、様々な建築上の障害を取り除く設計手法。

や行

ユニバーサルデザイン

障害者・高齢者・健常者等の区別なく誰もが利用できる建築、空間、製品等をデザインすること。

ら行

ライフスタイル

生活の様式をいい、衣食住だけでなく、娯楽、交際などを含む暮らしぶりを指す。近年は、その人間の人生観、価値観、アイデンティティを反映した生き方などを表すこともある。

ライフステージ

人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などに分けた、それぞれの段階。

リフォーム

家族構成や居住形態などにあわせて住宅を改装、増改築すること。

緑被率

市全域に対する樹林地、草地、農地など、木や草で被われている土地の占める割合。